

〔寄稿論文〕

「境界地域」を叙述する

—— オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』（1913年）を読む ——

割 田 聖 史

要 旨

本稿は、オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』の叙述を検討し、「境界地域」がいかになら叙述されているかを分析しようとするものである。オストマルクとは、ドイツの東部境界地域を示す言葉であり、この当時は主にポーゼン州、ヴェストプロイセン州を指していた。この地域は、ドイツ人とポーランド人の民族闘争によって特徴付けられており、本書は、この闘争においてドイツが有利になる根拠を提供するために著されたものである。そこで本稿は、このような思想がいかになら叙述に現れるかを検討したい。まず、プロイセン＝ドイツの東部諸州の成立及びその地におけるドイツのポーランド人政策を概観する。続いて、本書を出版したオストマルク協会についてみてゆく。最後に、本書の中の特に歴史に関する叙述を検討する。

【キーワード】ドイツ ポーランド プロイセン オストマルク 民族

はじめに

本稿の目的は、オストマルク協会編『ドイツのオストマルク』の叙述を検討し、「境界地域」がいかになら叙述されているかを分析することである。

「オストマルク」という言葉は、ドイツの東部境界地域を指す言葉である。中世、19世紀、ナチ期と「ドイツ」の範囲が変わることで、どの地域を具体的に指し示すかは異なっている。本稿で扱う『ドイツのオストマルク』は、ドイツ第二帝政期の著作であり、後述するプロイセン＝ドイツの東部四州、特にポーゼン州とヴェストプロイセン州を示している。この地域は、ポーランド人が多く居住しており、ドイツ人との軋轢が問題とされたのである。

では、ここで「境界」とは何を意味するのだろうか。ポーランドは既になく、オストマルクの東に接しているのはロシアである。しかし、問題となっているのはロシアではなく、ポーランド人であり、ポーランド人とドイツ人の対立であった。つまり、この地域はドイツ人とポーランド人の境界地域として立ち現れてくるのである。

ここから分かるように「境界地域」とは単なる空間を示すのではなく、「境界」によって隔たれるもの（ここではネイション、ナショナルリティー）が問題である。「境界地域」を問うためには、このような対象を作り出し、設定する権力関係が問われなければならない。

以下、Iでは、プロイセン＝ドイツの東部諸州の成立及びその地におけるドイツのポーランド人政策を概観する。IIでは、本書を出版したオストマルク協会についてみてゆく。IIIでは、本書の中の特に歴史に関する叙述を検討する。

I. ドイツ東部諸州とポーランド人政策

1. プロイセンの東部諸州の成立

まず、プロイセン＝ドイツにおける東部諸州の成立について概観する。

ポーランド王国は10世紀には国家としてカトリック世界に認知され、その西側には神聖ローマ帝国があった。この二つの国家関係の最初の大きな変化をもたらしたのは、13世紀のドイツ騎士団によるバルト海沿岸に騎士団国家の設立であった。その後、ポーランド王国との対立において、1410年のグレンヴァルトの戦いでドイツ騎士団は大敗した。その結果、版図はケーニヒスベルクを中心としたオストプロイセンとなり、ポーランド王国の宗主権の及ぶ地域となり、ポーランド王の臣下としてのプロイセン公国となったのである。このプロイセン公国を1618年にホーエンツォレルン家が相続した。そして、1701年には、神聖ローマ帝国の宗主権の及ばないこの地を王国とすることで王位を獲得し、プロイセン王を名乗ることとなった。このプロイセン公国が後のオストプロイセン州である。

続いて、ホーエンツォレルン家は、オーストリア継承戦争、七年戦争によりシュレーゼンをハプスブルク家から獲得することに成功した。この獲得地から、シュレーゼン州が成立した。

そして、1772年、第一回ポーランド分割において、ヴェストプロイセン地域を獲得した。そして、1793年、1795年の第二回、第三回ポーランド分割により、後にポーゼン州となる地域を獲得した。こうして、プロイセンは中東欧の強国となると同時に、その住民はドイツ系だけでなく、ポーランド系もさらに多く含みこむこととなった。ナポレオン期に一時的にこの地域を喪失したが、1815年には地域は減少したが、この地域を再び獲得した。

1815年から1848年までのプロイセンでは、州ごとに権利や法体系が整備されるが、国家全体の統一的な法体系はなく、王朝的統治が継続していた。そのため、各州ごとに権利は異なっていた。そして、それを結び付けていたのが、王冠であり、国王個人であった。

例えば、ポーゼン州には1815年5月15日に「領有宣言」が布告された。そこでは、ポーゼン州におけるポーランド語は、ドイツ語と同等の権利を持った。つまり、この二つの言語がポーゼン州の「権利」とされたのである。

しかし、1830年代のポーゼン州長官フロットヴェルの政策のように、プロイセン国家全体の自由主義化という見地、及び、対ポーランド貴族という見地から、業務語がドイツ語とされてはいた。しか

し実際は、両方の言語が通用していた。

1848年革命期に初めてプロイセン国民議会という全国レベルの議会が成立した。当時は同時にドイツ国民国家の創設が問題となった。その議論を底流にして、ポーランド人という存在は、プロイセンにおける国民的少数派として規定されたのである¹⁾。

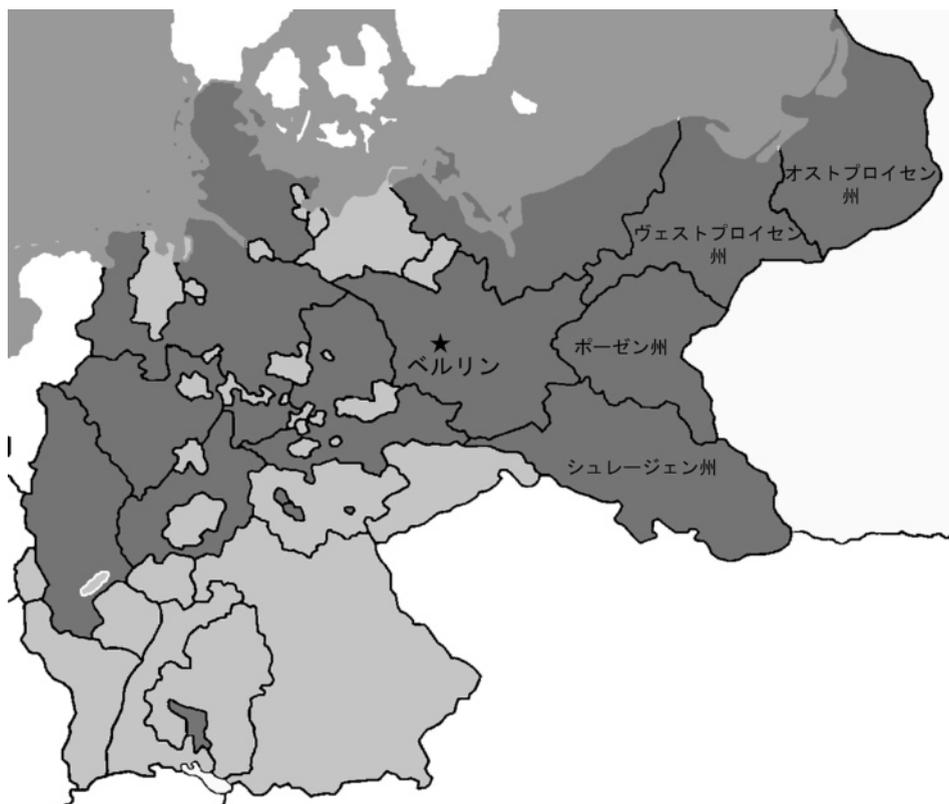


図 ドイツ帝国

濃くなっているところはプロイセン王国。州の名前が入っているところが東部四州

2. ドイツ帝国のポーランド人政策

その後、1871年にドイツ帝国が創設され、プロイセンの東部諸州はそのままドイツの一部となった。この国家は、「ドイツ」という名前を冠してはいるが、国民国家として、完全に統合されたものではなかった。そのため、国民統合が主要な課題となったのである。

その手段の一つとして作り出されたのが、「帝国の敵」であった。国民国家ドイツ創出に際して相容れない社会集団を「敵」と規定し、「負」の記号を持つ「少数派」と位置付け、他方で「帝国の友」という「多数派」を結集しようとする「負の統合」と呼ばれる手段である。この「帝国の敵」は、第一は社会主義者、第二は南ドイツを中心としたカトリック勢力及び政治的カトリシズム、第三は国民的少数派、そしてユダヤ人であった²⁾。さらに指摘しておかねばならないのは、これらの「敵」とされた

社会集団の中で、独自の結集が行われた。これも「負の統合」と呼ばれている³⁾。そのため、「負の統合」という言葉は二重の意味を持つが、少数派の「負の統合」は、国民国家ドイツへの異化作用をもつものであったといえよう。

カトリックに対しては、1870年代に「文化闘争」が展開された。しかし、社会主義者への対抗から、カトリックの政党である中央党や教会への態度を宥和させた。また、社会主義者に対しては、社会主義者鎮圧法を制定したが、1890年にこの法律は廃止され、社会民主党が合法化された。

ポーランド人は、ドイツ帝国における国民的少数派と位置付けられ、宗派的にはカトリック教徒が多かった。ポーランド人は、ドイツ東部に多く居住していたため、東部諸州では「文化闘争」は終わることはなかった。

ポーランド人政策とは、ポーランド人に対する抑圧を特徴とする。ただし、この政策を見てみると、ビスマルクが政治を主導した1871年から1890年までは強硬的であるのに対して、ビスマルクの後を継いで帝国宰相となったカプリーヴィは宥和的であった。また、1900年に宰相となったビューローは「小ビスマルク」と呼ばれ、ポーランド人政策も強硬的であった。このように政策は、跛行的であり、必ずしも一貫していたわけではない。

ポーランド人政策は、大きく分けて、対カトリック教会、「土地闘争」、言語の三つの領域として現れたといえよう。

まず、カトリック教会に対する政策を見ておきたい。1872年3月11日の学校監督法は、学校教育における聖職者の監督権を排除し、公・私立学校を国家に従属させ、ポーランド人聖職者の影響力を弱めることを目的としていた⁴⁾。また、1873年の「五月諸法」は、プロイセン全域における聖職資格の国家統制、教会の懲戒権からのローマ教皇の排除、教会の裁判権の制限などを目指したものである⁵⁾。このようなカトリック教会に直接対抗するような規定が「文化闘争」期に実施された。このようなカトリック聖職者の権限を弱めるのが直接の目的の法律は、東部諸州ではカトリック教徒の多いポーランド人に対する抑圧として機能した。さらに、カトリック教会と和解した1880年代にはこれらの諸法は撤回されたにもかかわらず、ポーゼン州は例外的に撤回されなかった。このことから見ても、東部諸州においては、対カトリック教会政策が同時にポーランド人政策として機能したといえるだろう。

次に「土地闘争」である。「土地闘争」は最も直接的な手段であるといえよう⁶⁾。起源は1830年代のプロットヴェルの政策にあるが、ポーランド人地主の土地をドイツ人が買い取り、そこにドイツ人を入植させようとするものである。このための法律が、1886年に施行された「プロイセン植民法」である⁷⁾。この法に基づき、「ヴェストプロイセン・ポーゼン両州でのドイツ的要素を強めるべく、一億マルクの資金」が投入され、ポーランド人貴族の所領を購入することとなった。

しかし、これは所期の成果を挙げられなかった。ドイツ人の村落を入植によって成立させたとしても、労働力不足から外部の使用人を必要とし、それは多くの場合、ロシア領ポーランドから来ていたためである。

植民政策のてこ入れをするために、更なる資金の投入、1904年の「新植民法」制定⁸⁾、1908年の「土

地収用法」制定⁹⁾などがなされたが、期待したような効果を得られないまま、第一次世界大戦を迎えることとなる。

最も深刻だったのは、文化や個人の内面の問題と関わる言語の問題である。それが現れた場合は多様であり、官庁、学校などで特に顕著であった。言語の領域においてもポーランド人政策は、帝国創設期から始まった。

1872年10月16日に、ポーゼン州上級学校の宗教授業はドイツ語と規定された。また、1873年10月27日のポーゼン州知事通達は、ポーゼン州の全民衆学校児童の授業語をドイツ語とした。ポーランド語は補助語と位置付けられ、宗教と聖歌の授業はポーランド人児童にはポーランド語で行われた。ただし、それらの授業も、中・高学年ではドイツ語で行われた。授業科目としてポーランド語は認められたが、ドイツ語のほうが圧倒的に多かった¹⁰⁾。

1876年8月28日には、「公用語法」が規定された¹¹⁾。この法律は、国家行政、すべての公的機関においてドイツ語を唯一の公認言語とするものである。確かに、一部地域に対して、ポーランド語の使用を一定期間承認されてはいたが、これによりポーランド人地域における行政のバイリンガル制は撤廃されることとなり、ポーランド語話者は「第二級国民」という位置付けを強いられることとなった。ただし、国家に関わらない公共生活・私的生活ではポーランド語が容認されていた。

学校という場において、このような軋轢が最高に達したのは、「学校ストライキ」である¹²⁾。この学校ストライキは、1901年の「ヴレッシェン事件」に端を発する。

1900年、学校教育の正規カリキュラム以外における私的なポーランド語の読み書き授業が禁止され、民衆学校において中・高学年の宗教授業に再びドイツ語が導入され、学科としてのポーランド語授業も廃止された。個人の内面の問題に国家が介入しようとしたのである。このような状況を背景に、1901年5月20日、教師の言葉のドイツでの復唱と聖書物語の一文の朗読を拒否した三人の少女が、教師から籐の鞭で4回ずつ打たれた。これが、「ヴレッシェン事件」と呼ばれる地域の学校ストライキへ発展した。

その後、1906年から1907年に学校ストライキが全面的に展開した。1906年の復活祭の際、ポーゼン州でまだドイツ語による宗教授業が実施されていなかった203校に対して、その導入が強行された。これに対し、1906年10月14日に大司教スタブレフスキが教書を発し、母語による宗教授業の重要性を訴えかけた。それを契機に、学校ストライキが起こり、10月下旬から11月中旬に最高潮に達し、その後一年余り継続した。このストライキには、総計1,600校以上、93,000人の児童が参加した。

政府のポーランド人政策に対して、ポーランド人も対抗運動を展開した。それが「有機的労働」と呼ばれるものであり、ポーランド人の経済力の涵養、文化活動、言論・集会活動を軸に、ポーランド人の国民意識を形成に寄与した。

このように、ドイツ東部諸州は、民族対立の舞台として、また政府の側から見ると、ポーランド人政策の対象地域として、特徴付けられるものであった。

II. オストマルク協会

1. 協会の創設と構成

1890年にビスマルクが退陣した後、ドイツ帝国宰相、プロイセン首相の座に着いたのは、レオ・フォン・カプリーヴィであった。カプリーヴィのポーランド人政策は、ビスマルクの抑圧政策を転換し、ポーランド人への一定の譲歩をする「宥和政策」と呼ばれるものであった¹³⁾。カプリーヴィの政策に反対して、1890年にナショナリスト団体の全ドイツ連盟が成立した。1893年にエルンスト・ハッセが会長となった。このハッセの下で、全ドイツ連盟は、ナショナリスト団体としての性格をいっそう強めることとなった¹⁴⁾。

全ドイツ連盟は当然東部国境地域にも関心を持っていた。そこで、1894年5月27日、ハッセは、全ドイツ連盟会長名で、ポーゼン州出身の3人の大土地所有者に秘密書簡を送り、その中で「スラヴの脅威」に対する組織設立を勧めた¹⁵⁾。その3人とは、4 D銀行の一つであるディスコント・ゲゼルシャフト創立者の息子フェルディント・フォン・ハンゼマン (Ferdinand von Hanseemann)、反ポーランド的アジテーターとして知られていたケンネマン (Hermann Kennemann)、そして創設時から17年間会長を務めることになるティーデマン (Heinrich von Tiedemann) である。彼らは、ポーゼンとヴェストプロイセンの住民に対して「ビスマルク詣で」を募り、9月16日、1,700人がビスマルクの屋敷があるポンメルンのファルツィーンに赴いた。ビスマルクは、カプリーヴィとポーランド人を批判し、参加者たちに「プロイセンとドイツの統合のための戦い」をかつてと同様に呼びかけた¹⁶⁾。さらに、9月22日、ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世がトルンにおいて、ポーランド人住民がプロイセンの「臣民」として行動して初めて、カイザーの「同情と恩恵」を得られる、という主旨の演説を行った¹⁷⁾。

これらを受けて、11月3日、ポーゼンにおいてドイツ民族促進協会 (Verein zur Förderung des Deutschtums in den Ostmarken) が創設された。協会の目的は、「ドイツナショナルな感情を高揚・強化し、ドイツ人住民の増加と経済的な強化によって、ポーランド人と入り混じっている帝国のオストマルクにおけるドイツ民族の強化と結集」であった。ただし、この協会は、「ドイツ人のための協会であって、ポーランド人に対抗するためのものではない」とも示された¹⁸⁾。しかし実際には、協会の目的は明らかに反ポーランド人であった。

その後、1899年にドイツ民族促進協会は、ドイツオストマルク協会と改称した (以下、協会と略)。協会は、創設時の中心的指導者である3人のそれぞれの頭文字から、反対派から HKT 協会、ハカティストと呼ばれた。

協会は、中央と地方支部から構成された。中央には、15人 (内10人はポーゼン州出身) から構成される首脳部があり、協会を指導した。この首脳部は年に2回会合を開くのみだったので、執行委員会がその間の指導を担当した。

会員総会の代わりとして、全体委員会がおかれた。そのため理論上は全体委員会が最も権威があるはずであるが、実際その権限は小さなものであった。全体委員会は、ポーゼン州とヴェストプロイセ

ン州の代表104人と他の地域の代表113名の計227人から構成された。構成員の職業的な内訳は、土地所有者20%、官吏15%、教授10%、産業家10%、自由業5%で、他の社会層からも構成員がいた¹⁹⁾。

この中央組織の下に、地方組織があった。1895年にポーゼン州とヴェストプロイセン州に35、他の地域に25の組織が設立されていた²⁰⁾。

協会全体の構成員数を見ておくと、設立最初の数ヶ月は、協会は、短期間で、多数の構成員を獲得した。1895年終わりに、指導者たちは、協会はすでに20,000人の構成員を数え、冬の間には50,000人になるだろうと誇っていた。しかし実際には、1896年初めの構成員はおよそ12,500人であり、その後増加は停滞し、1900—1901年は19,000—20,000人であった²¹⁾。1905/6年になると、約40,500人、405地域グループとなり、1913年には約55,000人、446地域グループにまで成長した²²⁾。ポーゼン州、ヴェストプロイセン州の会員が多いが、ドイツ帝国全体に会員は広がっていった。また、女性協会も創設され、その会員の数は1896年におよそ100人であったが、1900年に1,358人を数えた²³⁾。

構成員の社会構成の割合は、官僚がおよそ28%、教授・教師16%、工業・商業（企業家、指導的職員）12%、土地所有者10%、軍人5%、自由業6%、手工業者9%、聖職者5%となっている²⁴⁾。ここから見ると、官吏と教員の割合が高いのが分かる。それに、工業・商業、土地所有者（ユンカー）が続く。また、聖職者はプロテスタントの聖職者である。

年会費は1899年に年4マルク²⁵⁾であり、ここから得られる収入が協会の財政の中心であった。このほかに、20世紀初頭以降は、さまざまな基金が創設され、協会の財源となった²⁶⁾。

2. 協会の活動

協会の主要な活動は、実際の活動と宣伝的活動の二分野である。

実際の活動として挙げられるのが、植民活動、労働仲介、文化的諸措置などである。

この中で最も重要なのが、オストマルクへのドイツ人の植民活動である。ドイツ系の住民が多数となり、それを維持して初めて、協会の目的が達成できると考えられたため、創設直後からの最大の課題となった。協会創設以前の1886年の「植民法」により植民活動は開始されていたが、潜在的なドイツ人入植者の資本不足などのために所期の目的を達成できてはいなかった。そこで、1895年に、ティーデマンらにより土地銀行が設立された²⁷⁾。これは、政府のポーランド人政策の支援ともいえるもので、協会の事業のうち、最も重要かつ恒常的なものであり、それなりの成果を上げたが、結果としてポーランド人との「土地闘争」では大きな役割を果たすことはできなかった²⁸⁾。

植民と並んで協会が力を入れていたのは、農村及び工場におけるポーランド人労働力に対して、ドイツ人の労働力に置き換えるための仲介事業であったが、この成果も大きなものとはいえなかった²⁹⁾。

また、協会は、文化的措置として、境界地域のドイツ人住民のための援助活動を行った。その一つがいわゆる民衆図書館の設立である。民衆図書館は、ポーランド民衆図書館協会の事例が参考にされた。図書館の数及び蔵書数は、1897年35館、30,000冊だったのが、1901年には232館、70,000冊、1912年には750館、243,000冊と増加している³⁰⁾。

ただし、協会の実際の活動の成果はそれほど大きなものでなかったといえるだろう。

次に宣伝活動の分野を見ていく。ここには、出版活動、行事、オストマルクへの旅行などが含まれる。

出版活動は、協会の活動のなかで最も成功を取めたものである。機関誌『オストマルク (Die Ostmark)』や『ドイツオストマルクカレンダー』以外にも多くのパンフレットが出版され、ドイツ国内の注目をオストマルクに集めることに成功した。また、新聞に関しては、まず『ポーゼン新聞』のローカル紙において影響力の拡大を図った。また最初からハンゼマンのディスコント・ゲゼルシャフト系新聞である『ベルリン最新情報』が援助をしていた³¹⁾。

次は社交的行事である。ここには、次に公開集会・大衆集会、講演会が含まれる。会員に中心的な行事を与え、協会の目的を新たに再度認識させるために、創設当初から「ドイツの日」の祝祭を行うことが目指された。最初に1900年にティーデマンの所領で1,500人の会員によって集会がもたれた。その後毎年拡大し、1906年にはマリエンブルクに15,000人を集めて祝祭が行われ、「ドイツの魂」や「国民的美徳」、「ドイツ文化の優越」などが訴えられた。「ドイツの日」の祝祭は、これ以降毎年開催されることとなった³²⁾。

また、地方支部が定期的に関く講演会では、「オストマルクをめぐる闘争」、あるいは「オストマルクにおけるドイツ人の権利」といったナショナリティー闘争全般に関わるテーマ、古ゲルマン人、十字軍騎士、ドイツ植民、フリードリヒ2世の政治などのような歴史的テーマ、さらに19世紀（ウィーン会議、1830/31年蜂起、プロットヴェルやグロルマンの役割）までのポーランド分割の正当性についてなどが取り上げられた。これらすべてのテーマは実際の政治的課題と結びついていたといえる。しかし、講演の水準はさまざまで、しかも必ずしも聴衆は議論に積極的に発言したわけではなかった。そのため、講演のほかには他の誘因が必要であり、それは社交的な集まり、セダン戦勝記念祭、皇帝誕生日などの集会であり、そこではダンス、演劇、ハイキングといった娯楽が催された³³⁾。

また、オストマルクへの旅も協会の宣伝活動の一つであった。すでに1896年にベルリンの地域グループがオストマルクへの旅行を行っている。1909年以来定期的に行われ、帝国の西部・南部の議会人やジャーナリストを東部へ招いて、いわば研修を行った³⁴⁾。

協会は他にもさまざまな活動を行い、オストマルクに人々の関心をひきつけようとした。

このような宣伝活動を通じて、オストマルク協会は、以下の三点の主張を訴えた³⁵⁾。

第一は、東部諸州におけるプロイセンドイツの「歴史的権利」である。トライチュケ、ランプレヒト、シェーファー、ラウベルトなどの歴史家がこの主張に「科学的」根拠を与えた。この主張の論拠の第一のものは、ヴァイクセル (ヴィスワ)、ヴァルタ両河畔とバルト海沿岸は、もともと「古ゲルマン的」「原ゲルマン的文化事業」、「太古ドイツの土地」というものである。第二の論拠は、中世から現代に至る以来のドイツの東方植民による歴史的・文明化の役割というものである。これらの論拠から、ドイツの「鋤の征服」、オストマルクにおける「文化事業と文化価値」を作り出したドイツ人の「過酷でたゆまない労働」、ドイツ人の「精神的・道徳的征服」という二重の権利が生じ、そのためにドイ

ツ人がポーランドの地を所有することが正当化されるのである。

第二の主張は、「ポーランドの脅威」論である。この主張は、境界地域のドイツ人はポーランド人との闘争の中にあり、抑圧されたドイツ人をドイツ民族全体で救わなければならないという防衛イデオロギーの核をなしているものである。これに伴って、「ポーランド人は、すべてのドイツ人を彼らの居住地から追放しようとしている」、「ポーランド人は、ドイツ人の存在条件を奪おうとしている」、「ドイツ人は、自分たちのもっとも神聖な国民的財産の防衛を強いられている」といったプロパガンダが生じることとなる。そこで協会は、ドイツ民族全体に、「ラインの護り」とともに「ヴァイクセルとヴァルタの護り」の重要性を訴えたのである。また、東部諸州のドイツ人は、愛国心と行動力の不足、過剰なコスモポリタニズムと自由主義、「例外法へのセンチメンタルな恐れ」が非難され、「間違ったセンチメンタリズム、ヒューマニズム」を克服することを要求されたのである。

第三の主張は、人種主義と英雄崇拜である。人種主義とは、ドイツ人は「支配民族」でより高位にあるものとしてとらえられ、ポーランド人は下位にあり「服従にふさわしい」ととらえられる。つまり、「ゲルマン人種」の「スラヴ人種」に対する「優越」が、ドイツの支配を正当化しているのである。そして、ドイツ人の愛国感情への影響に不可欠なのが、「英雄」であった。フリードリヒ2世、ビスマルク、ホーエンツォレルン家の君主が、協会の目的のために利用された。あらゆる集会は必ず「皇帝万歳」の叫びと「ドイツ、何にも勝るドイツ」という「ドイツ人の歌」で締めくくられたことから、協会における皇帝崇拜は明らかであろう。

以下で扱う『ドイツのオストマルク』は、協会の宣伝活動の一環として出版されたものであり、上述の三つの主張のために編まれたものであるといえるだろう。

III. 『ドイツのオストマルク』

以下では、『ドイツのオストマルク』（以下、本書と略）を扱っていく。本書の内容については、引用などでたびたび研究史でも触れられているが、その出版の経緯や影響は必ずしも明確ではない。

オルデンプルクは、1913年という年は、『ドイツのオストマルク』をはじめとした協会の出版活動の頂点であったと評価する。経費の面では、本書の出版のために、出版社に16,000マルクが印刷の補助金として支払われたという。また、オルデンプルクは、本書の目的は、第一に地域の景観の魅力を示すことで、ドイツのあらゆる地域からオストマルクへの移住者を引きつけることであった。第二に、オストマルク地域における「ドイツ人の歴史的権利」の叙述であった、としており³⁶⁾、このことは、この後の検討の対象であるが、この評価は適切であるといえる。

本書の出版経緯に関しては、事前に補助金などが出たことが確認できるが、その後の反響などは不明である。しかし、1914年に第一次世界大戦が勃発することから、ドイツ人とポーランド人との差異や対立を強調するこのような叙述は、「城内平和」という観点から退けられ、大きな影響力を持ち得なかったと推測できる。

1. 本書の目的と構成

本書の目的の一端は、ルートヴィヒ・ラシュダウ (Ludwig Raschdau) による「序 (Vorwort)」に現れている。ここではその内容を見ておく (Die deutsche Ostmark, S.V-VI.以下、本書からの引用は、本文中において頁数のみを示す)。

筆者は、「民族的傑作 (volkstümliche Prachtwerke)」とは、「ある土地とその住民についてのさまざまな関係において、言葉と絵において説明を与え、叙述された地域に関する読者の理解と関心を呼び起こすものである」とし、このような「傑作」は、「インド、日本、エジプト」といった遠く離れた異国について著したもののしか認められていないとした。例外的は、自然に魅力があるラインラントであるが、これに対して、「自然による特徴があまりなく、それゆえに独自の刺激に乏しいオストマルクは、そのような名誉に浴さない」とした。さらに、「何百万のドイツ人にとって今日、それは異国の地 (ein fremdes Land) であり、多くの場合『外国』 (“Ausland”）」である」。確かに、近年交通手段の改善などにより近づきやすいものになったが、「帝国ドイツ人の非常な多数にとって、ドイツ東部は今日もまだ、人が知る必要のない世界の一部であるとみなされている」と、ドイツ帝国の他の地域における東部への関心の低さを嘆いた。

そこで重要となるのは、「ドイツ人が土地と民族性の保持のために、帝国内部の地域において熱い戦いの中にあるということを経験したドイツ人に信用させる」ことである。本書はこの目的のために、「われわれの祖国の北・南・西に」対して、ドイツオストマルクのことを知らせるためのものである。また、本書は、オストマルクのドイツ人自身の心に、「祖国への愛」を深めるのに役立つのである、とする。本書のために、オストマルクを専門とする郷土史 (Landeskunde) のあらゆる領域の著名な専門家が結集した。さらに本書の内容は、「同様なナショナリティー闘争 (Nationalitätenkampf) が演じられているオーバーシュレージェンに及ぶ」ことがあるとした。

ここでオストマルク協会に言及する。オストマルク協会は、1894年に「偉大な政治家 (ビスマルクのこゝろ割田) の助言の下」に設立され、「われわれの祖国の東部に関する理解と関心を広範な層にもたらし、それにより危機にさらされているドイツ人に援助を行うという課題」を持っているものと位置付けられ、本書の企画を実行したことが称えられた。

そして最後に以下のような希望で「はしがき」を終える。「この著作に結集された仕事が、ドイツ人とスラヴ人の間の熱い戦いが繰り広げられ、ドイツの手の中でのその保持がプロイセンとドイツ全体の存在と福利にとっての生存問題となっている土地に、黒・白・赤 (ドイツ帝国の色一割田) の境界杭のなかのドイツ人同胞のふさわしい尊敬を獲得することを望む。それを越えて、本書が、熱心な外国新聞の歪曲や誤解に対して、いかなる文化事業や文化価値をオストマルクのドイツ人が熱心な倦むことのない労働の中で作り出しているかを世界の前に示すことを望む。そして、最後に、オストマルクのドイツ人が、自身の土地に関して目を覚まし、奮い立ち、ヴァルタとヴァイクセルの見張りとして勇敢に耐え抜くことを望む」。

この後に本編が続く。本書は総ページ数640ページに及び、全17章が収められている。以下にその構

成を示しておく。

本書の構成

序	9. 工業と商業
1. 歴史に関する導入	10. 手工業と職業
2. 気候学	11. 植民事業
3. 地理学	12. 協同組合制度
4. 植物と動物	13. 交通
5. ポーゼン州とヴェストプロイセン州における土地と人々	14. 教育
6. 都市制度	15. 芸術と学問
7. オストマルクの建築・芸術的記念碑	16. 政治体制と行政
8. 農業と林業	17. オストマルクにおけるナショナリティー闘争とナショナリティー政策

筆者の考えでは、本書の構成は、以下の四部に大別することができるであろう。まず、「気候、地理、動植物と人間を取り巻く環境」（2—4章）、次に「人間とその被造物」（5—7章）、第三に「人間の産業、経済活動」（8—13章）、最後に「人間の文化、政治活動」（14—16章）の四つである。この構成は、人間の文化・政治活動を頂点としてとらえ、その頂に向かって、山の裾野である自然環境から山腹としての人間の被造物、経済活動を通じて達するという構成であると読むことができる。そして、その頂には、ナショナリティーの問題が配置されているのである（17章）。また、時間軸としては、全体として時系列となっており、前半がより古い時代、後半はより新しい時代、つまり19世紀後半から20世紀初頭に重点がおかれている。

第一の「環境」は気候、地理、動植物に関する情報を提供するものであり、全体として政治的な課題とは無縁のように思える。しかし、オストマルクはそもそも「ドイツの土地」（S.85, S.101）という理解が前提となっている。第二の「人間とその被造物」は、住民全体の性質、建築物、都市など、比較的变化しにくいものがあげられている。時系列的には、中世にさかのぼるものを取り上げられ、「ドイツ性」を見出そうとする。第三の「経済活動」は、19世紀以降のオストマルクの産業的発展が、ドイツ帝国にもたらす意味を強調する。たとえば、東部の農業は「ドイツ人の食料を確保し、ドイツ西部を外国への依存から解放する」（S.329）のに役立つとされ、交通の整備は「ドイツの祖国の他の部分との共属の感情が深化」（S.472）をもたらすとされた。また、産業活動の担い手として中産層が重視され、同時に「ドイツ民族の促進のために、中産層は不可欠である」（S.419）とされている。第四の「政治・文化」は、オストマルクにおける知的活動が報告されている。特に学校は、オストマルク協会から見た場合、国民闘争の最前線となる。そのため、「学校政策と土地政策は同等である」（1911年のティーデマンの言葉）（S.514）と位置付けられる。

全体の叙述は、「序」にも記されているように、必ずしも整然と整っているわけではない。にもかか

わらず、本書が全体として、ナショナリスティックな叙述である、と考えるべきなのは、「序」で示された課題だけでなく、実質的な序章である第1章と結論と考えられる第17章の叙述のためである。以下では、それぞれの内容を確認していきたい。

2. 歴史に関する叙述

本稿で特に注目したいのは、「歴史に関する導入」と「オストマルクにおけるナショナリティー闘争とナショナリティー政策」というオストマルクの歴史に関して取り上げている二つの論考である。この二つが、本書の最初と最後に配されているように、ここで示されている見解は、本書を特に特徴付けるものとして考えることができる。

まず、ハンザ都市などの著作で著名な歴史家ディートリヒ・シェーファー (Dietrich Schäfer) が著した「歴史に関する導入」を見ていくこととする。その構成は以下の通りである。

「歴史に関する導入」の構成

1. ゲルマン人の拡大	9. 宗教改革と対抗宗教改革期
2. ドイツ人の国	10. ポーランドの独立の喪失
3. ドイツの東方への拡大	11. プロイセンとそのポーランド人臣民
(a) 東部ドイツ	(a) 1815年まで
(b) 低地ドイツ	(b) 条約と領有
4. 植民にとっての国と領主	(c) 1815-1830
5. 東方への植民と都市建設	(d) 1831-1848
6. ポーランドとドイツ	(e) 1848年の運動とその結果
7. ポーランドとドイツ騎士団	12. 回顧と結論
8. 後退	

まずシェーファーは、歴史的発展にとって、「民族的生活 (Völkerleben) とその国家的形態」及び「宗教的確信」が重要であり、それらに関する知識は「歴史的理解に不可欠」という認識を示す。そして、それに伴って、現代に高度に発展した民族においては「人種的に純粋な文化民族は存在しない」のであるから、「いかにナショナリティー (Nationalitäten) が人種に基づいているか、特に、外形的、純粋に身体的特徴に現れるのかという問題」が生じるとする。「部族の父祖とあがめる先祖の外見的現象」がほとんど認識されない場合も多いのである。祖先の特徴を残すような「本質的な厳しい隔離」からの移行というものは、何百年ではなく、何千年もの過程によってなされるものである (S. 1) とし、民族大移動時代から叙述が開始され、その時点からゲルマン性が示される。その後、通史的に叙述が行われ、3の「ドイツ人の東方拡大」以降、ポーランド人と接するようになり、その後の東方植民以後のドイツ植民、ポーランド分割などにより、オストマルクがドイツとなった経緯が示され、その支配が正当化される。

現在オストマルクにおいてポーランド人は国家再興という明確な意思を持っており、この感情は確かにポーランド人にとっては「誠実な確信」であるとシェーファーは認めるが、「ドイツ人にはドイツが最も重要なもの」である主張する。そして、オストマルクには「プロイセンとドイツの存在がかかっている」ため、「既存の国家・帝国の境界は、われわれにとって、動かすことはできない」。そこで、ポーランド人が分離を望むならば、ポーランド人は「恒常的な脅威」であるとした。

にもかかわらず、歴史の中では、ドイツ人側のポーランド人憎悪はほとんど見られない。歴史の中でドイツ人は、「その言語と慣習をもった隣接民族」としてポーランド人を許容してきたのに対し、ポーランド人にはそのようなことはできない。さらに、「宗教と祖国愛」に満ちているポーランド人を「文化」や「ヒューマニティー」によって変えることもできない。それだからこそ、「われわれは、ヴァルタの守りがラインの守りと同様に必要である」と訴えた (S.61-62)。

次に東欧史を専門とするオットー・ヘツチュ (Otto Hoetzsch) の「オストマルクにおけるナショナリティー闘争とナショナリティー政策」の内容を見ていく。その序にあたる部分では以下のように述べられている。

まず、ドイツ帝国の東部地域において、「われわれのナショナリティーとポーランドナショナリティーの間の激しい戦い」が展開されている。そして、その形態は、「もはや過去の暴力的な形態ではなく、「協会や新聞、組合や政治、田舎や都市、経済的・政治的権力をめぐる平和的な戦い」となっている。しかし、その戦いは、かつてと同様に「ドイツ帝国と民族のための、プロイセンオストマルクの永続的かつ異論の余地のない保全」という目的を追求しているのである。これを理解するためには、オストマルクの歴史に関する「正しいイメージ」が必要である。そこで、1. 「プロイセン国家は、習俗や言語の異なる何十万もの臣民をいかに得るになったのか、なぜそれが必要だったのか」、2. 「いまや4分の5世紀に及ぶ期間において、学校・協会・司法・行政・経済・教会などの領域において、ポーランド人臣民の存在が引き起こす課題にいかん甘んじているのか」という二つの問いに答えることが必要である。そして、この答えは同時に、「われわれの国家は、オストマルク政策で何を望む、何を達成することができるのだろうか」という問いの答えでもあるとした。この課題に答えるために、この章の叙述が行われる。その構成は以下の通りである。

「オストマルクにおけるナショナリティー闘争とナショナリティー政策」の構成

(序)	VII. 1848-1872
I. プロイセンにおけるポーランド問題の発生	VIII. 1872-1880: ビスマルクの政策の第一期
II. 最初の制度と命令	IX. 1880-1890: ビスマルクの政策の第二期
III. 第二回・第三回分割の獲得物と1815年の結果	X. 1890年以降
IV. 第一期1815-1830	1. 1890-1894
V. 1830-1840: フロットヴェルとグロルマン	2. 1894-1902
VI. 1840-1850: 宥和政策、再編成の試み、失敗	3. 1902-1911
	(結論)

この章の叙述は、1772年のヴェストプロイセン獲得から始まり、それに続く19世紀のポーランド人政策の歴史を描いている。19世紀前半までの時期区分は、「歴史に関する導入」とほぼ同様である。この章の中心は1848年以降の叙述であり、この時期は執筆当時には現代史として扱われていたと考えられる。

19世紀後半の叙述の中心は、ドイツ帝国の成立とビスマルクの宰相在任時であり、その退陣がポーランド人政策の転換点としてとらえている。特に、ビスマルク期後半のポーランド政策は、「まず追放による抑圧、そして言語・学校政策、最終的に経済活動政策」であり、それを「体系的に」促進したと評価される。これに対し、後を継いだカプリーヴィ以降、ポーランド人政策は「完全の動揺」することとなったと批判する(S.609-610)。また、ビスマルク期以来、ポーランド人の中産階級が成長し、ドイツ人が優勢であった都市においても危機が迫っていることが強調される。そして近年、ポーランド人の経済的発展による「経済的・精神的生活の近代化」が顕著になり、「かつては蜂起や国際紛争」によって目指されていたドイツ帝国からの分離が異なる方法で目指されるようになった。それによって、ポーランド人は、「別の意味で以前よりも危険」となっている。

ヘッチュは、ドイツの中央ヨーロッパにおける地位は、「エルベの東西の翼」に基づいているとし、西部は「自明」であると考えられるのに対し、東側は「ナショナルな構成から困難」が生じているととらえた。そのため、「プロイセン国家がヴァルタ・ヴァイクセル地域を確保できるかどうか」にドイツの地位がかかっているのであるから、「ナショナリティー闘争は正しい光」の中にあるのである、と主張した。ただし、重要なのは、ポーランド人の経済力の破壊やポーランド臣民の追放ではなく、この地域における「ドイツ的要素を有利にすること」が「国家の義務」であるとした。ヘッチュの理解では、「ドイツ的要素」はそもそも中世にまで遡ることができ、18世紀、特に19世紀に再び強くなった。しかし、ドイツ人の地位は現在後退しており、ドイツの地位を守るためには、「言語政策や学校政策といった戦い」という形で現れるポーランド政策が重要性を帯びることとなる。

ポーランド人政策の目的の目的がドイツの地位の保全という観点から見ると、国際関係が視野に入ることとなる。現状を保持するためにはドイツ及びロシアにとって、東ヨーロッパにおける現状は「最終的なもの」でなければならない。しかし、ロシアは、政治的に完全に安全ならば、そのポーランド部分に広範な自治を保証し、汎スラヴ主義を自らのために用いる。これに対し、ドイツは汎スラヴ主義と激しく対立し、ポーランド地域の自治の試みも1848年に終了した。この結果、ポーランド人問題の解決のためには、ドイツ東部におけるドイツ的要素を積極的に促進する以外に手段はなく、しかもせいぜい続く一、二世代のうちに、何らかの形で解決しなければならない、とヘッチュは主張した(S.618-620)。

ヘッチュは、結論にあたる部分において、以下のように主張を繰り返しまとめている。

ポーランド人とのナショナリティー闘争は、ポーランド国家解体以来、ポーランド問題を解決しなければならないプロイセン国家から、ドイツ帝国が成立した結果から生じた「四分の五世紀以上に及ぶ戦い」である。この期間にポーランド人も1772年のポーランド民族から全く異なるものになり、都

市・農村においてこのポーランド人中産層が生まれ、地域的にもポーゼンとヴェストプロイセンだけでなく、オーバーシュレージェン、マズール、カシューブへと伸ばしている。その結果、闘争の形態が暴力的ではなくなったとしても、この対立は以前と同様に残っている。ドイツ帝国はその生存のために、東部に固執しなければならないため、ドイツ帝国とその民全体は、そこに最高度の関心を持たねばならない。また他方で、ポーランド国家の再興への希望が保持されており、ポーランド人民主義はこれを基盤としてプロイセン国家と対立している。この結果生じている「両要素、両ナショナリティーの間の対立」は、プロイセン国家の「東部」がいまだに存在する証しとなっている。この闘争はドイツ側によって始められたのではなく、19世紀を通じて差し出された和解の手が払いのけられてきた結果である。そのため、平和的・和解的な手段による問題解決を信じることは「誤り」である。ポーランド人は「敵」なのである。

東部において、「ナショナリティーの間の平和は訪れるのだろうか」。そのために重要なことは、「ドイツ的要素の数的な強化」である。これは、「内地植民、西部からのドイツ人農民の計画的・包括的植民によってのみ可能である」。この結果、ポーランド人は、「経済的発展」と「ドイツ学校」の力によって、「ドイツの生活」へ引き込まれるはずであり、また、ドイツ人農民が増加すれば、ポーランドの再興というポーランド人の望みから、この地域を除外される根拠となるはずである。このようにしてのみ平和が訪れるのである。そして、ポーランド人が「内部で結束し、帝国外のその同胞の背面援護により強固になる」前に、東部における闘争を終わらせることは、「政治家の課題」である。そして、この成功は、「ドイツ帝国におけるプロイセン国家の地位、ヨーロッパにおけるドイツ帝国の地位を決めることとなるだろう」と締めくくった。(S.621-623)。

おわりに

以上、『ドイツのオストマルク』の歴史叙述を検討した。そこには、先に挙げたオストマルク協会の宣伝目的の三点、1. ドイツ人の歴史的権利の主張、2. ポーランド脅威論、3. 人種主義のすべてが見出すことができる。これは、本書こそが、協会の宣伝の集大成なのであるため当然である。

本書の叙述は、「ドイツ人」と「ポーランド人」を（歴史的な性格の変化を認めつつも）太古までに遡らせ、「ナショナリティー」を一種の超歴史的な主体ととらえている。そして、ナショナリティーの本質は不変であり、さらにその本質は「ポーランド人」よりも「ドイツ人」が優位にある、ということが前提となっている。そして、この両者の対立がオストマルクを特徴付けているとし、現在は一時的に「ポーランド人」が優勢なため、本来あるべき「ドイツ人」の優位を回復し、ヨーロッパにおけるドイツの地位を保持するために、ナショナリティー闘争が正当化されるのである。このような叙述は、ナショナリスティックな主張をする場合の典型であるといえるだろう。

ネイション、ナショナリティーはその概念の性質上必ず複数を前提としている。しかし、一定の空間に複数のナショナリティーが存在し、同時に「ナショナリティーの本質」が不変であることを前提

としたならば、どのような時代・地域においても、ナショナリティーを主体とした相互の紛争（そして和解）が生じざるを得ない。そして、一方、もしくは、複数がナショナルな権力（国民国家や団体）と結び付けば、そのアイデンティティーの形成のために寄与する（利用される）こととなる。本書が出版された時期に歴史学という学問は制度的に整備された。当時の歴史学にとって、国民国家のアイデンティティー形成に寄与することこそがその存在意義であり、本書に多くの歴史家が寄稿しているのは、当時の学問的倫理からすれば当然のことであったといえる。つまり、このような叙述は、生まれながらに完成しているのである。

しかし、現在の歴史学においては、このようなナショナリティーの超歴史的な性格は批判されている³⁷⁾。ナショナリティーが歴史的な形成物であり、その時々に応じて、そのアイデンティティーは多様であることを認識した上で本書をとらえた場合、その叙述は、ドイツ人がドイツ人となり、ドイツ人であり続けるという一種のトートロジーの環の中で循環していることに気付く。同時に気付かされるのは、近年の国民形成論においても、そこで語られる主語は、ある（ナショナリティーやネイションの）「名」を持った集団である。人間集団や空間への「名付け」と「名のり」の問題を視野に入れ、どのように主体を語りうるのかは今後検討されていかなければならない。このことは、歴史学全体の今後の課題であるといえるだろう。

注

- 1) 1815年から1848年までのポーゼン州については、拙稿「フランクフルト国民議会における『ポーランド討論』」『歴史評論』586号（1999年2月）、拙稿「プロイセン国民議会における『ポーゼン問題』」『現代史研究』45号（1999年）、拙稿「19世紀前半プロイセンにおける国家と地域—ポーゼン州議会の分析から」『歴史学研究』787号（2004年4月）を参照。
- 2) ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー『ドイツ帝国1871—1918年』大野英二、肥前栄一訳（未来社、1983年）、145-150頁。
- 3) この概念はもともと社会主義的労働者の独自の結集のために作られた概念であるが、カトリックや国民的少数派にも適用できると筆者は考える。Vgl. Groh, Dieter, *Negative Integration und revolutionärer Attentismus. Die deutsche Sozialdemokratie am Vorabend des Ersten Weltkriegs* (Frankfurt am Main, 1973).
- 4) *Gesetzsammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*（以下GSと略）1872, S.183.
- 5) GS 1873, S.191-208.
- 6) 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の史的考察』（勁草書房、1990年）参照。
- 7) GS 1886, S.131-134.
- 8) GS 1904, S.227-234.
- 9) *Preussische Gesetzsammlung* 1908, S.29-34.
- 10) 伊藤定良『ドイツの長い19世紀—ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』〔シリーズ民族を問う1〕（青木書店、2002年）、88-92頁。
- 11) GS 1875, S.393-394.
- 12) 伊藤定良「ドイツ第二帝政期におけるポーランド人問題」油井大三郎他『世紀転換期の世界 帝国主義支配の重層構造』（未来社、1989年）参照。
- 13) 伊藤『ドイツの長い19世紀』、159-160頁。
- 14) 伊藤『ドイツの長い19世紀』、170-178頁。

- 15) 伊藤『ドイツの長い19世紀』、181頁。
- 16) Galos, Adam, Der Detusche Ostmarkenverein von 1894 bis 1900, in : Galos, Adam/ Gentzen, Felix- Heinrich/ Jakóbczyk, Witold, *Die Hakatisten. Deutsche Ostmarkenverein (1894-1934). Ein Beitrag zur Geschichte der Ostpolitik des deutschen Imperialismus* (Berlin, 1966), S.37.
- 17) Galos, S.39.
- 18) Grabowski, Sabine, *Deutscher und polnischer Nationalismus. Der Deutsche Ostmarken-Verein und die polnische Straż 1894-1914* (Marburg, 1998), S.65.
- 19) Oldenburg, Jens, *Der Deutsche Ostmarkenverein 1894-1934* (Berlin, 2002), S.39.
- 20) Oldenburg, S.41.
- 21) Galos, S.57.
- 22) Galos, S.147/ Oldenburg, S.103.
- 23) Galos, S.58.
- 24) Galos, S.77.
- 25) Oldenburg, S.51. ただし、ヤクープチクには、年1 マルクという記述がある (Jakóbczyk, Witold, Der Detusche Ostmarkenverein von 1900 bis 1914, in : Galos/ Gentzen/ Jakóbczyk, *Die Hakatisten*, S.140.)
- 26) Oldenburg, S.112.
- 27) Galos, S.113-114/ Oldenburg, S.59-63, S.135-147.
- 28) 伊藤定良『ドイツの長い19世紀』、184頁。
- 29) Oldenburg, S.63-66, S.147-159.
- 30) Jakóbczyk, S.141.
- 31) Galos, S.123-124.
- 32) Jakóbczyk, S.185/ Oldenburg, S.57-58, S.127-128.
- 33) Galos, S.121-122.
- 34) Oldenburg, S.56, S.125-127.
- 35) 以下の叙述は、Jakóbczyk, S.200-206及び伊藤『ドイツの長い19世紀』、188-192頁参照。
- 36) Oldenburg, S.119-120.
- 37) 国民形成に関しては言うまでもなく、アンダーソン、ゲルナーなどはふまえなければならない。前近代に関しては、パトリック・J・ギアリ『ネイションという神話 ヨーロッパ諸国家の中世的起源』鈴木道也、小川知幸、長谷川宜之訳 (白水社、2008年) を参照。

On describing the “Boundary Regions” from the narrative of
“*Die deutsche Ostmark*”, hrsg. vom Deutschen Ostmarkenverein (1913)

WARITA Satoshi

This paper considers how the “Boundary Regions” were described through a scrutiny of the narrative of “Die deutsche Ostmark”. The term “Ostmark” designates the eastern boundary region of the German Empire, especially the Provinces of Posen and West Prussia. These regions were characterized by the national conflicts between Germans and Poles. “*Die deutsche Ostmark*” was written for the purpose of providing a historical basis for German superiority within the region. This paper examines how such narratives appeared.

At first, we survey the formation of the eastern provinces of Prussia–German Empire and the Policy toward the Poles (Polenpolitik). After that, we examine the German Eastern Marches Society (Deutscher Ostmarkenverein) which published this book. Finally, we analyze the narrative of “Die deutsche Ostmark.”